

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のものについて審査を実施した。

- 1 平成29年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 平成29年度の各公営企業会計の決算に基づき算定した資金不足比率
- 3 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、次の観点について、算定に必要な関係資料の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し行った。

- 1 知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか。
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり、いずれも関係基準を下回る数値となっており、実質公債費比率については前年度からの改善もみられた。

現在、昨年5月に策定された中期財政見通しの改定が行われているが、熊本地震からの復旧・復興の取組を進める中で、将来の財政見通しについては、適確に把握されておくべきである。

今後とも、「熊本復旧・復興4カ年戦略」を着実に進めていくために必要となる財源の確保等に努められるとともに、引き続き財政健全化に取り組んでいただきたい。

記

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率名	平成29年度決算 に基づく比率	平成28年度決算 に基づく比率	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	—	3.75%
2 連結実質赤字比率	—	—	8.75%
3 実質公債費比率	10.4%	11.3%	25.0%
4 将来負担比率	185.0%	175.2%	400.0%

(注) 「—」：実質赤字が生じていないため比率が発生しないもの。

(2) 資金不足比率

会 計 名	平成29年度決算 に基づく比率	平成28年度決算 に基づく比率	経営健全化 基準
1 電気事業会計	—	—	20.0%
2 工業用水道事業会計	—	—	
3 有料駐車場事業会計	—	—	
4 病院事業会計	—	—	
5 港湾整備事業特別会計	—	—	
6 流域下水道事業特別会計	—	—	
7 臨海工業用地造成事業特別会計	—	—	
8 高度技術研究開発基盤整備 事業等特別会計	—	—	

(注) 「—」：資金不足が生じていないため比率が発生しないもの。